

# あなたの街の相談パートナー 人権擁護委員ってどんな人？

問 暮らし安心課 (☎62-1058)



## 12月4日～10日は人権週間です

### 人権擁護委員はこんな人

法務大臣から委嘱された人で、市には11人の委員がいます。法務局と連携して、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済する役割を担っています。また、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

### 刈谷市の人権擁護委員

(敬称略)

神谷美紀子・神谷博樹(東境町)、平野周一・杉浦静(小垣江町)、神谷智子(宝町)、木村光子(末広町)、小島純子(泉田町)、増本立也(原崎町)、都築楓(元町)、高木幸子(野田町)、後藤和江(大正町)

#### 活動内容

##### 人権相談

いじめ、虐待、差別、名誉毀損<sup>きよん</sup>、プライバシーの侵害などの悩みや困り事について相談に応じます。

##### 啓発活動

人権教室など人権の大切さを知ってもらうための活動を行っています。

##### 人権救済

人権を侵害された被害者からの相談を受け、法務局と連携して救済の措置を講じます。

#### 相談内容の例

- ▶いじめ・体罰を受けた▶暴行・虐待を受けた▶差別を受けた
- ▶名誉毀損、プライバシーの侵害を受けた▶セクシュアルハラスメントを受けた▶インターネット上で誹謗中傷<sup>ひぼうちゆうじやう</sup>された など



## ひとりで悩まず相談してください

電話相談 (平日8時30分～17時15分)

みんなの人権110番  
☎0570-003-110

女性の人権ホットライン  
☎0570-070-810

子どもの人権110番  
☎0120-007-110

名古屋法務局刈谷支局  
☎21-0086 ※窓口相談も可

